

西神・山手線 新長田駅大規模改修電気設備工事

◆工事の概要

- ・発注者 神戸市交通局
- ・場 所 神戸市長田区松野通1丁目
- ・工 種 電気一般
- ・内 容 別紙「契約変更理由書」のとおり
- ・工 期 令和4年3月5日から令和6年3月15日

◆変更契約の概要 (第2回変更)

- ・変更契約日 令和6年3月12日
- ・契約金額 (税込) 変更前 508,387,000 円
変更額 19,030,000 円
変更後 527,417,000 円
- ・変更理由 別紙「契約変更理由書」のとおり

◆契約の相手方

神戸市中央区港島中町7-4-3
株式会社明和工務店
代表取締役社長 松本 章

◆備考

契約変更理由書

神戸市交通局

工 事 名	西神・山手線 新長田駅大規模改修電気設備工事
<p>契約変更の工事概要</p> <ol style="list-style-type: none">1. 分電盤の仕様を変更2. 中央監視盤の一部機能を削除3. 分電盤更新を取りやめ4. 照明器具の台数を変更5. 弱電用端子盤更新を取りやめ6. 駅務室に総合盤を追加7. 工期を延長	
<p>契約変更の理由</p> <ol style="list-style-type: none">1. 関連工事と協議の結果、負荷容量の変更やインバーターを追加するため、分電盤の起動方式やブレーカー容量等の仕様を変更する。2. 関連工事と協議の結果、空調機器の制御機能及び監視機能を中央監視装置から切り離したため、機能を削除する。3. 現地詳細調査の結果、更新不要な分電盤があることが判明したため、分電盤更新を一部取り止める。4. 関連工事と協議の結果、天井下地や機械設備等との取り合い等を考慮して、照明器具の台数を一部変更する。5. 現地詳細調査の結果、更新不要な端子盤があることが判明したため、端子盤更新を一部取り止める。6. 現地詳細調査の結果、駅務室へ設置するエレベーター監視盤及びシャッター監視盤を総合盤として集約する必要が生じたため、追加する。7. 関連工事の進捗遅れに伴い、照明器具が工期内に設置できないため、14日間工期を延期する。	

(公表様式第6号)